



長野県報

1月22日(木)
令和8年
(2026年)
第677号

目次

規則

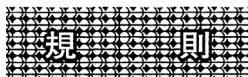
国民健康保険保険給付費等交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則（健康増進課国民健康保険室）	1
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	2
初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	2
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	3

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（6件）（森林づくり推進課）	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	7

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（11件）（産業立地・IT振興課）	9
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	26
特定調達契約に係る一般競争入札（水道・生活排水課）	26
特定調達契約に係る落札者の決定（産業人材育成課）	29



国民健康保険保険給付費等交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年1月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第2号

国民健康保険保険給付費等交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険保険給付費等交付金の交付額の算定に関する規則（平成30年長野県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条第2号中「が法」を「が国民健康保険法」に、「(法)」を「(同法)」に、「、法」を「、同法」に改める。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 前年度の1月1日から当該年度の12月31までの間に災害等により減免の措置を採った被保険者に係る保険料（国民健康保険税を含む。以下この号において同じ。）の額の合計額が、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下この条において「省令」という。）第7条の規定により算定した市町村調整対象需要額の100分の1に相当する額以上であり、かつ、100分の3に相当する額未満である場合 当該被保険者に係る保険料の減免額の10分の8以内の額

第4条第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、「及び退職被保険者等」を削り、「した額（省令第6条第1号のハ）」を「した額（同号のハ）」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 省令第7条第2項の規定を適用して算定した同条第1項第1号に掲げる額のうち、流行病又は災害を原因とする疾病若しくは負傷に係る額の占める割合が100分の5を超える場合 同条第2項の規定を適用して算定した同条第1項第1号に掲げる額に当該割合を乗じて得た額の10分の8以内の額

附則

この規則は、公布の日から施行する。

健康増進課国民健康保険室

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年1月22日

長野県人事委員会委員長 青木悟

長野県人事委員会規則第1号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の315」を「100分の322.5」に、「100分の375」を「100分の382.5」に改め、同条第2号中「100分の150」を「100分の157.5」に、「100分の180」を「100分の187.5」に改め、同条第3号中「100分の262.5」を「100分の270」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の322.5」を「100分の318.75」に、「100分の382.5」を「100分の378.75」に改め、同条第2号中「100分の157.5」を「100分の153.75」に、「100分の187.5」を「100分の183.75」に改め、同条第3号中「100分の270」を「100分の266.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第11条の規定は、令和7年12月1日から適用する。

人事委員会事務局

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年1月22日

長野県人事委員会委員長 青木悟

長野県人事委員会規則第2号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第17条の11、第17条の12」を「から第17条の12まで」に、「次条及び第7条において」を「以下」に改める。

別表のア中	を	に改め、同表のエ中	を	に	51,600	52,100		
					49,800	50,300		
					48,000	48,500		
					46,200	46,700		
					44,400	44,900		
					42,600	43,100		
					40,800	41,300		
					39,000	39,500		
					37,200	37,700		
					35,800	36,300		
					34,400	34,900		
					33,000	33,500		
					31,600	32,100		
					30,200	30,700		
					28,800	29,300		
						27,400		
						27,900		
						27,300		
						26,800		
						26,200		
						26,700		

251,400	260,300	25,200	25,700
231,900	243,300	24,600	25,100
212,400	226,300	24,000	24,500
192,900	208,800	23,400	23,900
		22,800	23,300
		22,000	22,500
		21,700	22,200
		21,300	21,800
		20,700	21,200
		19,800	20,300

改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則別表のア及びエの規定は、令和7年4月1日から適用する。

人事委員会事務局

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和8年1月22日

長野県人事委員会委員長 青木悟

長野県人事委員会規則第3号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(特地勤務手当の額)

第3条 給与条例第27条に規定する人事委員会が定める特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特地公署の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6級地 100分の25
- (2) 5級地 100分の20
- (3) 4級地 100分の16
- (4) 3級地 100分の12
- (5) 2級地 100分の8
- (6) 1級地 100分の4

2 前項の特地公署の級別区分は、別表第1の1の表及び2の表のそれぞれ右欄に掲げる級別区分とする。

第3条の3を削る。

第5条第2項の表以外の部分を次のように改める。

2 給与条例第27条の3第1項に規定する特地勤務手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

第5条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第6条第1項第2号を削り、同項第3号中「国等の職員であつた者若しくは退職派遣者であつた者から計画的な人事交流等若しくは業務従事期間の満了等により引き続き給与条例の適用を受ける職員となり、又は法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定による採用をされ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となり」に、「当該適用又は採用の日」を「新たに給料表の適用を受けることとなつた日（以下この条において「適用日」という。）」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、適用日」に、「採用の日前」を「適用日前」に、「し、当該異動」を「したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたこと」に改め、「なるもの」の次に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第3号とし、同項第5号中「法第22条

の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、適用日」に、「採用の日前」を「適用日前」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

第6条第2項第2号を削り、同項第1号中「(同条第3項及び附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第5号までにおいて同じ。)並びに附則第5項」を削り、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地公署等に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 適用日に特地公署等に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により支給されることとなる期間及び額

第6条第2項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「当該職員の給与条例の適用を受けることとなつた日又は法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定による採用をされた日」を「適用日」に、「その日」を「当該適用日」に改め、「並びに附則第5項」を削り、同項第4号中「前項第4号」を「前項第3号」に、「当該職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に改め、同項第5号中「前項第5号」を「前項第4号」に、「当該職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に改め、同項第6号中「前項第6号」を「前項第5号」に改める。

附則第2項の前の見出し並びに同項及び附則第3項並びに附則第4項の前の見出し並びに同項及び附則第5項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(令和7年長野県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し並びに同項及び附則第3項を削る。

附則第4項の前の見出しを削り、同項中「改正後の規則」を「特地勤務手当等に関する規則」に改め、「及び第3号」を削り、「された」の次に「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年長野県条例第37号)附則第4項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「」を加え、「及び暫定再任用職員」を「」という。)及び同条例附則第4項に規定する暫定再任用職員(次項において「暫定再任用職員」という。)」に改め、同項を附則第2項とし、同項の前に見出として「(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)」を付する。

附則第5項中「改正後の規則第6条第1項第4号」を「特地勤務手当等に関する規則第6条第1項第3号」に、「が」を「又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなつた日が」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第6項中「改正後の規則第6条第1項第5号」を「特地勤務手当等に関する規則第6条第1項第4号」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第7項を削る。

人事委員会事務局